

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 52号

発行 2016年3月22日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>

第9回代議員総会開催

3月27日(日)

「平和で静かな空を求めて」闘い続けて9年間、東京高裁で2015年7月30日判決が言い渡されました。



2015/05/1

高裁では超高速で審理が進められ、横浜地裁を上回る判決を得ることができました。しかし、国側がこの判決を不服として最高裁へ上告したため、今後の裁判の舞台は最高裁へ移り、最終段階にあります。最も重要な時期はまだ続いています。裁判勝利にむけて原告一人一人の意識の向上と強い信念を持って、今後の諸行動に積極的に参加し、裁判を闘い抜くことにはあります。本号は3月27日に行われる代議員総会の議案を掲載しました。是非ご一読され内容をご理解下さい。

第9回代議員総会議案書 (案)

第1号議案

2015年の活動と2016年活動方針(案) (はじめに)

最高裁へ向けて、万全の態勢を

昨年7月30日の東京高裁判決は、大きな成果でした。1昨年の横浜地裁判決を受けて、自衛隊機の一部差止めを認めるか、が焦点でしたが、それを追認しつつ、損害賠償請求で、2016年12月末までの将来請求を認めたことは、全国の爆音訴訟に大きな前進をもたらしたと思えます。

2015年5月に病に襲われた藤田団長も病床で、判決結果を聞いてとても喜んでくれました。しかし闘病生活の甲斐もなく、9月7日に食道がんのため、中央林間病院でお亡くなりになりました。藤田さんは訴訟原告団の団長として運動を指導して頂き、今後の闘いにとっても無くてはならない人でした。しかし、病魔には勝てず、81才での生涯を閉じました。ご冥福をお祈り申し上げます。

この判決を勝ち取ることができたのも、今まで努力を積み上げ闘い続けてきました全原告の皆さんの一致団結した力と、弁護団の奮闘、そして全国の訴訟団や支援団体のご支援のおかげです。改めてお礼申し上げます。

しかしながら、今回も「爆音をなくしたい」と取り組んできた、爆音の元凶、「米軍機の飛行差止め」は、認められませんでした。民事訴訟でダメなら、行政訴訟で！と訴えてきた私たちの声は、今回も“司法の独立”した立場にはなりません。

戦後70年間に及ぶ米軍による日本の占領は続いていると言っても過言ではありません。厚木基地を見ていると、日本の海も空も米軍に支配されている状況が見取れます。

高裁の判決結果を受け、差止め訴訟は最高裁で争われることになりました。闘いの場は最高裁に移りました。原告の皆さんのご支援と、粘り強い闘い、弁護団との連携、全国の仲間の団結で最高裁での勝利を勝ち取るまで、頑張りましょう。

[I]. 一年間の主な活動(2015年1月～2015年12月)

1. 裁判はどのように進化したか

2015年1月8日(木)、年明け早々に東京高裁の現地進行協議(爆音現地検証)が行われ、裁判官が厚木基地の爆音状況を検証しました。口頭弁論も全4回1回の開催というスケジュールで、横浜地裁の全26回費や

した裁判とは違う進行状況でしたが、5月14日に最終口頭弁論(結審)を迎え、7月30日の判決を迎えることができました。

この間にも差し止め原告による被害陳述書の作成作業にも入り、1月24日から3月7日までの間に63名の方の協力をいただき東京高裁へ提出しました。

2. 東京高裁結審迎える

2015年5月14日(木)、第四次厚木爆音訴訟の東京高裁での結審を迎えました。この日訴訟団の傍聴参加原告68名は高裁前で傍聴券の抽選を受け裁判の開始を待ちました。13時30分より裁判が始まり、原告側陳述者3人の陳述と弁護士の陳述がなされました。大和市内の原告からは、長期にわたる激甚な被害と、裁判で争うことを教えてくれた先輩への感謝の気持ちが述べられ、新しく騒音コンター地域に加えられた町田市の原告からは、騒音被害を受けているのは同じなのにどこへも訴えることができなかったが、やっと原告になれ、声を上げることができるようになった。まだ声を上げられないたくさんの被害者がいることを裁判所も理解してほしい、と切実に訴えました。

座間市の原告は行政訴訟の原告として被害状況と米軍機の与える被害について国(行政)の無策を上げ、被害を一日でも早くなくすための司法の救済を求める陳述を行いました。その後弁護団から5人が訴訟代理人として陳述を行い、司法の役割に忠実な判決を求めました。

今回は国側からも陳述がなされ、自衛隊機の飛行による重大な被害は認められない、被害については損害賠償を行っている、自衛隊は災害救助に活躍しているなどの反論を行いました。今までの裁判で国側が陳述したのは初めてでした。

これで東京高裁は結審となりましたが、裁判長はここで判決日を7月30日(木)の10時から行うことを通告し、14時45分に閉廷となりました。

閉廷後、原告団は参議院会館内の会議室で15時30分から結審報告集会を行いました。報告集会では来賓や支援団体のあいさつ、陳述に立った3人の原告の方の感想を交えながら、石黒弁護団事務局長から詳しく報告がなされ、来る判決への期待が述べられました。



3. 東京高裁判決の内容と評価

① 2015年7月30日(木)午前10時より東京高裁で第四次厚木爆音訴訟の判決が下されました。東京高裁へは原告・支援者など約140名が詰めかけ、多くのマスコミの注目の中、まず、民事訴訟での損害賠償が横浜地裁判決通り認められ、さらに2016年12月までの、将来請求が認められました。そして行政訴訟では、自衛隊機の夜間飛行の差し止めが期限付きとなりましたが地裁判決通り認められ、一審・二審とも自衛隊機に対して飛行差し止めが認められるという、大きく前進した判決が示されました。また、外国籍原告の差別も否定され、損害賠償が認められるという、横浜地裁判決を上回る判決を得ることができました。高裁前ではこの判決に「よかった」との喜びの声が大きく上がりました。ただし、米軍機に対する飛行差し止め請求は棄却され、今回も認められませんでした。

② 判決当日は東京高裁の所在する霞が関に多くの原告が駆け付けました。霞が関では裁判所まで短い距離でしたが、横断幕を掲げてデモを行い、その後裁判の傍聴券を抽選で受け取り入場、傍聴券を受け取れなかった原告は裁判所前で判決報告を待ちました。10時17分、石渡弁護士が民事訴訟の損害賠償勝利の判決表示幕を、戸張弁護士が自衛隊機の飛行差し止め勝利の行政訴訟の表示幕を掲げて出てくると傍聴者から大きな拍手がわきました。その後判決報告集会在11時より日比谷図書文化会館大ホールで開かれ、弁護団から判決の詳しい内容が報告されました。

報告集会后、14時から原告団代表と弁護団、全国基地連の代表による防衛省、外務省への要請行動が行われました。

防衛省への要請行動では、訴訟団と支援団体から11名が防衛省を訪れ、自衛隊機の夜間飛行差し止めを命ずる判決が、横浜地裁に引き続き下されたことを受け、「判決を重視し、最高裁への上告をしないよう」要請行動を行いました。これに対し防衛省側は「判決は国として厳しいものがある。上告まで時間があるので関係省庁と協議する」との回答に終始しました。高裁判決を守るよう自衛隊は指示すべきだとの訴訟団の要請に対しても、防衛側は、判決は確定したわけではないと要請には応じませんでした。最後に訴訟団から、「なぜ裁判が繰り返されるのか、そのことをよく考えてほしい」と述べ、この日の要請行動を終えました。

一方、外務省へは原告団・弁護団・支持団体から10名が要請行動を行い、外務省からは北米局・日米地位協定室から担当者が出席し対応しました。原告団側から、外務省は判決を真摯に受け止め、米軍にも自衛隊機と同様、深夜・早朝の飛行差し止めを守るよう要請しました。また、弁護団からも米軍機の爆音軽減に努めるように、そして、少なくとも75dB以上は違法であることなども申し入れるように伝えました。外務省側からは正確な回答はありませんでしたが、多くの申し入れについて、爆音の軽減に今後とも努力する旨の回答がありました。最後に我々のささやかな願いである静かな空を求め、米軍機の爆音が一日でも早く無くなることを述べて、約1時間の要請行動を終了しました。

4. 最高裁への上告委任状集約

訴訟団では最高裁への訴訟委任状について、将来請求が認容された原告(6,111名)と差し止め訴訟に参加している原告(60名)を対象に9月8日から委任状の集約作業を開始しました。私たち原告側は米軍機の飛行差し止めを追求するため8月11日に最高裁へ上告しました。国側も2016年12月31日までの将来請求が認められたことと、自衛隊機の夜間飛行差し止めに対し、8月12日に最高裁に上告したため第四次訴訟の闘いは最高裁へ移りました。

5. 地域での判決報告集会

裁判の結果と今後の取り組みについて訴訟団では9月20日に大和生涯学習センターで判決報告集を開き原告に説明しました。その後、10月11日に臨時総会を開き、裁判結果について報告し、今後の闘いの在り方、賠償金の支払い方について審議を行い、了承を得ることができました。臨時総会の決定を受け賠償金の支払い手続きの説明会を10月13日に高座渋谷イコザで開き、11月2日に全原告世帯に対し承諾書を発送しました。

6. 臨時代議員総会

東京高裁の判決を経て、その総括と今後の闘い方について原告の皆さんとの意思統一が必要となりました。過去分の損害賠償につきましては勝訴し、確定したため国からの支払いがなされますが、将来請求についての件、米軍機飛行差し止めの件について国側も最高裁へ上告していますので、その闘いの方針決定が求められました。

そのうえで裁判継続のために必要経費の徴収、これまでの負債の清算などを主とした議題を含み10月11日に大和市勤労福祉会館で臨時代議員総会を開催し、代議員の皆さんから承認を得ることができました

7. 損害賠償金の取り扱い

損害賠償金(過去分)の取り扱いについては、損害賠償金精算作業委員会が検討を重ね、臨時代議員総会の決定(資料参照)にもとづき、2015年12月より支払いを開始しました。第1回目の振込(12月21日)で原告5,401人に対し67億8,886万8,964円、第2回目の振込(1月20日)で原告1,208人に15億944万5,389円の振込を行い、1月末現在約95%の原告に損害賠償金の支払いを終了しました。

8. 差し止め原告説明会

原告の多くは爆音被害による損害賠償請求が主ですが、そのほかに全原告を代表し100人程度の原告が厚木飛行場における飛行差し止め請求を行っています。その原告に対し、最高裁への飛行差し止め請求を引き続き行うための説明会が、6月28日に大和生涯学習センターで弁護団により行われました。

なぜ差し止め請求は最高裁に行くのかというのは、損害賠償は確定した判例で、違法な騒音が続くのを放置するのは法治国家として許されません。しかし差し止めに関しては最高裁判例の変更が必要だからです。厚木第一次・横田第一次最高裁判決は、根本的に誤っています。判例を変更させ、米軍機も含めて、日本国内での違法行為の差し止めのための法理の構築。そして被害の抜本的解消を求めなければなりません。そのため最高裁での闘いが必要であることの説明会が開かれました。

9. 情報宣伝活動

原告の皆さんに、裁判勝利に向けて原告団の諸活動を、随時お伝えするため、定期的なニュースを発行してまいりました。以下各号の内容について報告いたします。

※ニュース47号(3月26日)

★ 第8回代議員総会に向けて、一年間の活動報告と活動方針を掲載

- ・2015年4月～12月活動方針
- ・判決を中心とする一連の活動
- ・控訴審でめざす原告団の重点課題、
- ・東京高裁判決日の行動と判決への対応、
- ・組織内活動、反基地平和運動の取り組み

※ニュース48号(5月29日)

★ 2015年5月14日控訴審の結審を迎え、

① 控訴審・結審・最終意見陳述については5人の弁護士さんの意見陳述。

・中野 新・弁護団長弁論、終結にあたって、強い要望と期待を述べた

・福田 護弁護士・行政訴訟について、自衛隊機及び米軍機の飛行差し止め請求について

・佐賀 悦子弁護士・民事差し止め請求について、

・関守 麻紀子弁護士・厚木基地では米軍機、自衛隊機により、120デシベル 100デシベルという極めて高いレベルの航空機騒音、低周波音、エンジンテスト音などの騒音が多数発生している。

・北村 理美弁護士は、騒音状況について

平成17年以降の航空機騒音の現況は従前と異なることはなく、周辺住民に対する違法な権利侵害でありむしろ悪化していると述べられました。

② 原告意見陳述

・相沢 義昭さんは39年間の訴訟に終止符を「行政訴訟」

・宮城 環み子さん、東京渋谷からまだ自然の沢山残っている町田の環境で子育てが出来ることにゆかれ希望を持って越して来たのに日々爆音に悩まされている「民事訴訟」

※ニュース49号(8月13日)

① 7月30日の高裁判決は、予想以上の成果でした、

・自衛隊機の夜間飛行差し止め、再び認める

・将来の損害賠償の請求、初めて認める

・米軍機の飛行差し止めは、請求を棄却

② 「最高裁に向けて万全の態勢を」

東京高裁判決後、防衛省・外務省へ要請行動

※ニュース50号(11月5日)

ニュース50号は原告世帯のみ「臨時代議員総会議案書」

※ニュース51号(12月16日)

① 最高裁取り組みについて

② 臨時代議員総会の報告

③ 岩国爆音訴訟判決支援

④ 52回護憲大会報告



【II】 平和で静かな空を求める反基地平和運動

1. 爆音抗議活動

原子力空母ジョージ・ワシントンが2014年11月25日に横須賀に入港し、定期検査を終え、同じく原子力空母ロナルド・レーガンと交替するため2015年5月18日に出港するまで厚木基地での艦載機の配備・訓練が続きました。あまりのうるささに5月1日に南関東防衛局へ爆音抗議に赴きました。広報官は「厚木基地周辺住民に迷惑をかけていることは申し訳ない。米軍の訓練はできる限り硫黄島でやるようには申し入れている」と最初は延べましたが、「私の任務は上部への報告であり、その先は担当部署が行うことである」と述べるなど、私たちの要請に対する返答はできないとのことでした。私たちは厚木基地の現状を述べながら、過去のPCLP(連続離着陸訓練)のひどさから防衛省も現地を見て来てほしいと要請しました。

空母ジョージ・ワシントンは日本での任務を終え、ロナルド・レーガンと交替しました。そのロナルド・レーガンは10月1日に横須賀に入港し、艦載機が相変わらず訓練飛行を行っています。

2. 共闘活動

(1) 厚木基地爆音防止期成同盟

厚木爆音同は厚木基地の爆音をなくすために半世紀以上闘い続けている住民組織です。爆音をなくすために裁判闘争を立ち上げ、これまで4回もの裁判を闘っています。第四次訴訟団も厚木爆音同の呼びかけで結成されました。厚木爆音同とは常に同一行動をとっています。

(2) 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は結成7年を経過し、全国の6基地(厚木・横田・小松・岩国・嘉手納・普天間)で7原告団(約37,000人)が団結し、基地爆音訴訟を闘っています。

昨年は厚木・岩国で判決が示され、今年は普天間・嘉手納が結審を迎えます。私たちは平和で静かな空を取りもどすため、全国基地連との連携をより一層強化します。

① 全国公害被害者総行動一環要請行動

全国公害被害者総行動の一環として6月3日、外務省・防衛省・環境省に対し、「基地騒音被害に対する抜本的対策」を要請しました。

その結果、①米側には日米合同委員会合意を重視するよう求め、基地周辺住民の負担が最小限になるよう働きかけていく。オスプレイの事故については米側に速やかな原因究明と情報提供を求めている(外務省)。②米軍飛行場における飛行訓練実施は不可欠なものとして認識しているが、地域住民への騒音軽減は重要課題である。米側には騒音の軽減について配慮するよう求めて行く(防衛省)。③環境基準を達成するために発生源対策、周辺対策が実施できるよう自治体、防衛省に働きかける(環境省)との回答を得ましたが、抜本的な対策は示されないため、今後実効性のある対策を求め、要請行動に取り組むことを確認しました。

② 厚木判決支援行動

第四次厚木爆音訴訟が高裁判決を迎えた7月30日、全国基地連各訴訟団が東京高裁に結集し、連帯・激励行動を行いました。報告集会では「これまで門前払いされてきた軍用機の飛行差し止めを自衛隊機のみとはいえ、高裁判決で認めさせた意義は大きい」として、全国の基地訴訟でも飛行差し止めを勝ち取るため、全力で闘うことを確認しました。

③ 岩国判決支援行動

10月15日、地裁判決を迎えた岩国爆音訴訟に連帯し、全国基地連事務局長会議を岩国で開催し、支援・連帯行動を行いました。この訴訟は岩国で初めて起こした基地訴訟ですが、「違法な権利侵害がある」として、過去分の損害賠償が認められました。報告集会では「全国の基地訴訟で積み上げてきた賠償基準に沿う損害賠償金が認められ、岩国の初めての判決として大きな意味がある」として、一層の連携を強めていくことを確認しました。

(3) 神奈川平和運動センター

神奈川平和センターは、基地県神奈川の特性を踏まえ、護憲、反核、平和を基調に県内の民主団体、労働団体、女性団体など約20の団体が構成されている平和運動団体で、第四次訴訟団からも幹事を2名派遣しています。

この間、第四次厚木爆音訴訟の活動にも全面的に支持・支援をいただき、大きな支えとなっています。私たちも平和運動センターの闘いに共闘し、主催される各種集会や講演会、署名活動に参加してきました。昨年度も南関東防衛局への爆音抗議行動、護憲大会への参加、平和行進、オスプレイ関連行動、反基地活動など幅広く共闘してきました。今後も、戦争をさせない2000万人署名に取り組むなど共闘していきます。

(4) 原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議

(略称: 県央共闘会議)

P-3C配備阻止現地闘争本部(1980.12.05結成)を組織していた主要労働組合、平和団体が結成した「平和・反戦東北共闘会議」(1984.06.18結成)を発展的解消して、運動の強化を目指して結成した組織で、厚木爆音同が共同代表を務めており、神奈川平和運動センターと共に反基地運動を担い、第四次訴訟団からも幹事を派遣しています。

昨年度も、5月に南関東防衛局への抗議、8月に「米軍機飛行差し止め・辺野古新基地建設反対・戦争法案を廃案に8.22神奈川集会」を、12月に「基地県と共に闘う」集会を共催で担いました。

(5) フォーラム平和・人権・環境(略称: 平和フォーラム)

平和・人権・環境を守る全国組織で、全国爆音訴訟原告団の運動に大きな協力を得ています。平和フォーラムは2015年1月17日に「オスプレイ東日本連絡会」を設立し、オスプレイに関する情報収集と反対運動を組織しています。また、外務省、防衛省交渉や各自自治体にも要請行動を実施しています。第四次訴訟団からも東日本連絡会に委員を派遣し、連絡体制をとっています。

【III】 一年の活動の総括

この1年は東京高裁の判決が下されるという、大きな節目の年となりました。損害賠償の取り扱いや、最高裁への委任状の集約、また、オスプレイと戦争法案反対など共闘関係の活動もあり、あわただしい年でもあり、傍聴行動も変化がありました。原告の皆さんの協力の下、スムーズに行動ができました。東京高裁の判決も横浜地裁と同様に自衛隊機の夜間飛行の差し止めが認められ、損害賠償額の増額も勝ち取りました。将来請求も認容され、さらに外国人原告の損害賠償も認容されるなど、地裁以上の成果も勝ち取りましたが、しかし米軍機の飛行差し止めは変わらず却下・棄却されるなど、課題は最高裁へと持ち越されました。

この高裁判決を引き出すために日夜を問わず献身的な努力を重ねてきた弁護団の皆さん、支持団体の皆さんにも感謝の意を表したいと思います。また、原告の皆さんから陳述書・委任状、法廷での意見陳述、原告本人尋問、裁判傍聴などそれぞれ積極的に協力をいただいたことがこの判決を導いたものと思います。

私たち原告団は全国の爆音被害を闘う仲間や、神奈川県内の多くの市民団体や労働組合等と連帯し、基地被害・爆音被害をなくし、「平和で静かな空」を目指すため、反基地運動にも積極的に参加してきました。これらの運動を通して私たち第四次訴訟団の信頼も高められたものと思います。

裁判勝利と連動させた平和運動・憲法擁護の闘いの意義をお互いにしっかりと認識し、今後の運動につなげていきたいと思えます。

2016年度活動方針

(2016年1月～2016年12月)

1. 最高裁を中心とする活動

裁判の舞台は最高裁に移りました。弁護団からの書類提出も行なわれ、今後は、最高裁の小法廷での審議となります。最高裁では地裁、高裁とは違い、弁論は簡単には開かれませんが、弁護団としては最高裁での弁論を開かせるための運動をどう進めるかが課題となっています。

原告団としては、弁護団ともよく協議しながら、最高裁の裁判官等に厚木基地の爆音被害の現状を伝えるための、ニュースの最高裁前での配布行動等を検討していきます。

2. 組織活動の充実

(1) 裁判の舞台が最高裁に移ったこと、最高裁の闘いを具体的にどう進めるかは、原告の意思統一としても重要な課題です。原告一人ひとりが最高裁の活動にどう参加できるか、課題です。原告団としては現状の爆音被害をどう世論に伝えるか、基地の強化をどう伝えるか、そのための取組をどうするか、しっかりと検討しなければなりません。

(2) 当面は各自自治体への苦情電話の取り組みを提起します。各自自治体への苦情電話は、騒音被害を反映させる重要な抗議行動です。(資料参照) まだまだ、苦情電話を取り組む原告は少ないと言わざるを得ません。特に一番、騒音被害が激しい大和の苦情電話が少ない現状を、「うるさい時は苦情電話」という習慣に変えていく必要があります。全原告が取り組める課題として、原告団としても苦情電話の電話番号メモ等改めて作成していきます。

(3) 厚木基地の艦載機が岩国基地へ2017年度には移るとされていますが、岩国への艦載機の移転は、まやかしいと言わざるを得ません。艦載機の居場所が岩国に移るとしても、整備や訓練は厚木基地で行なうこととなります。現状の爆音被害をしっかりと把握し、その後の岩国移転後の爆音被害も克明に記録するうえで、各原告が爆音ノートの記述をする等の取り組みを、弁護団と相談しながら進めていきます。

(4) 原告団ニュースの定期的発行を目指します。基地の動き、自治体の取り組み、他の訴訟原告団の活動報告等、内容の充実を図っていきます。

(5) 厚木基地の現状のパンフレット、裁判の現状のパンフレット等を作成し、厚木基地の騒音被害をより広く市民・県民に訴えていきます。

3、爆音被害を取り組む、“(仮称) 調査研究センター”について

先の原告団臨時総会で確認いただいた「爆音被害と飛行実態の調査研究」「住民健康被害調査」「一時訴訟から四次訴訟までの資料の整理」などに取り組む組織（仮称・調査研究センター）の準備を提案します。また、全国の訴訟団にも参加を要請し、全国的な、爆音訴訟推進・支援センターを目指したいと思っております。その為の人材の確保、活動の内容等、検討します。弁護団とも、しっかり協議していきます。全国爆音訴訟団連絡会議でも、課題になっており、今後の事務局長会議でも議論を進めていきます。

4、反基地平和運動の取り組み

この間、連携して活動を進めてきた、厚木基地爆音防止期成同盟をはじめ、全国爆音訴訟団連絡会議、神奈川平和運動センター、原子力空母の母港化に反対し、基地のない神奈川をめざす県央共闘会議、オスプレイ東日本連絡会議（平和フォーラム）などとの連携した活動を積極的に取り組んでいきます。

まとめ

2016年度の活動は最高裁の闘いと、それを支える組織活動です。原告一人ひとりが最高裁の闘いを進めているという、自覚を持つ運動の提起を継続的に行っていきます。また、四次訴訟団の運動の成果をまとめる段階にもあります。最高裁が終了すれば、次の闘いをどうするのか、この議論もしっかり進めなければなりません。

すでに5次訴訟の準備をという声もありますが、5次訴訟については今後、弁護団とも協議を進め、爆同と意思統一を図りながら、何が最高裁の勝利に向けて私たちが取り組むべき運動なのか、そのことも合わせて、議論する1年になると思っております。原告団が一致団結して、最高裁の闘いに勝利出来るよう皆さんのご支援ご協力をお願いします。



原告団活動日誌

2015年	
12月16日	原告団ニュース 51号発行
12月21日	賠償金振込(5,401名)
2016年	
1月7日	弁護団会議
1月13日	県央共闘幹事会 参加
1月17日	新春の集い(89名参加) 大和市生涯学習センター
1月20日	賠償金振込(1,208名)
1月27日	(オスプレイ)東日本連絡会議 政府交渉 参加(衆議院議員会館)
1月28日	平和センター幹事会 参加(県民センター)
1月29日	上告委任状 弁護団へ送付(6,081名分)
1月30日	横浜弁護士会 人権シンポジウム 参加
2月9日	東日本連絡会議 参加
2月10日	拡大三役会議
2月12日	弁護団会議/全国連絡会議 政府交渉 参加(衆議院議員会館)
2月13日	安保法制違憲訴訟説明会(役員) 福田弁護士
2月17日	会計監査
2月21日	止めよう辺野古埋め立て国会包囲 参加
2月22日	賠償金振込(155名)
2月23~25日	平和フォーラム活動者会議と辺野古新基地建設阻止行動 参加(沖縄)
2月26日	和光小学校学習会 対応(大和市ふれあいの森草柳広場)
2月29日	シンポジウム「安保法制と抑止力の正体」(園内ホール) 参加
3月8日	拡大三役会議/弁護団会議
3月9日	県央共闘幹事会 参加
3月10日	役員会議
3月12日	相模原支部ブロック長会議 参加
3月15日	オスプレイ 2機 東富士演習場飛来に伴う監視行動(基地北側)
3月16日	戦争法を廃案に! 相模大野駅頭署名行動参加(戦争をさせない1000人委員会)



「新春の集い」が開かれました。

1月17日恒例の「新春の集い」が大和市生涯学習センターで90名の原告と弁護団・来賓が参加して開催されました。

金子豊貴男団長代行からは昨年の高裁結審や判決について、報告がなされ本年は「最高裁」に舞台は移されたので更なる爆音訴訟勝利に向かって活動して行く決意を述べられました。

中野新弁護士からは最高裁は法廷が開かれないので、上告・上告受理申し立の理由補充書、意見書の提出など頑固な理由を補充準備して行くこと報告されました。

平和運動センター代表の福田護弁護士より平和で静かな空を勝ち取るために、集团的自衛権の行使等を容認する新安保法制関係法、施行され今後、自衛隊が戦争行為や殺傷の現場に直面することも想定されます。私たちの取り組むべき課題を確かめたいとあいさつされました。

懇親会に入り訴訟弁護団ひとり一人から、最高裁に向かっての決意や弁護士としての熱意を述べられました。

そして、参加者がお楽しみの大抽選会に入り、当たり番号が読み上げるたびに大きな歓声が上がりました。

2016年「新春の集い」に参加された原告の皆さん大変ご苦勞様でした。

原告団事務所からのお知らせ

第四次厚木爆音訴訟は最高裁に移りましたが、これまでと同様、原告一人ひとりの居住地などに変更があると、弁護団を通じて裁判所に提出することになります。つきましては、転居・死亡など変更があった場合には、必ず原告団事務所までご連絡いただけますようよろしくお願いいたします。

電話：046-200-5505 ・ F A X : 046-261-5615
メール：Wu9m-Situ@asahinet.jp

☆ 早急に「賠償金振込依頼書」の返送をお願いします。

東京高裁判決に基づいて確定した過去分の損害賠償金の支払いが昨年12月から始まり、すでに97%の原告に支払いが終了しています。まだ承諾書及び振込依頼通知書を原告団事務所に返送していない方は、早急に返送して下さい。なお、承継手続き中の方は、手続きが終了次第、振込依頼通知書を郵送致します。

ご不明な点がありましたら、原告団事務所までお問い合わせください。

☆ 2016年より、原告会費の徴収はありません。

東京高裁判決について、被告・国側は「自衛隊機の差止め」と「賠償金の将来請求分」について上告し、原告側も「飛行差し止めの敗訴部分」を不服として上告したため、今後も裁判は継続されます。最高裁での闘いを5年と想定し、今後の裁判継続費用として損害賠償金より必要経費を徴収させていただきましたので、2016年以降は原告会費を徴収いたしません。なお、過去の原告会費に未納がある方も、賠償金で精算していますので、振込の必要はありません。

第9回代議員総会

日時：3月27日(日) 13時～
ところ：大和市勤労福祉会館3Fホール
※代議員の方は代議員証を持参下さい
総会終了後
懇親会があります(参加費500円)